

ふるさと田辺応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

1. 趣旨

ふるさと納税制度による田辺市への寄附者に対し、田辺市の魅力や愛着を感じてもらえるような商品の提供及び、地元特産品などのPR、販売促進及び地元企業、地域産業の活性化などの相乗効果を図るため、お礼品として進呈するに相応の商品等を提供する事業者や団体（以下「提供事業者」という）、を募集する。

2. 提供事業者（応募者）の要件

提供事業者は、本要項の趣旨への賛同の上、次の（１）～（４）に掲げる要件を満たすこと。

- （１）各種法令、条例、規則等を遵守し、商品又はサービスの提供を行っていること。
- （２）田辺市に本店（支店）、営業所がある事業者、団体であること。
- （３）市税等の滞納がないこと。
- （４）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者ではないこと。

※返礼品の発注は所定のシステムより行われるため、受注にあたりパソコン、スマートフォンをご使用いただける環境を有することが望ましい。

3. 返礼品の要件

募集する返礼品は、次の（１）～（12）に掲げる要件をすべて満たしている物品、又は役務（サービス）とする。

- （１）田辺市の魅力を発信するとともに地域産業の振興等につながる要素を持つものであり、寄附者へのお礼の品として相応の品であること。
- （２）田辺市内で収穫や水揚げ、製造、加工又は販売が行われているもの、田辺市内のものを主要な原材料として使用しているもの。また、役務（サービス）の場合、田辺市に相当程度関連があり、かつ田辺市内において提供される内容のものとする。要件を満たす利用券などを返礼品とする場合は、転売、複製等ができない工夫がされていること。ただし、市外でも使用できる金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー等）、地場産品基準に該当しない資産性の高いもの（電子機器、貴金属、ゴルフ用品など）は対象外とする。
- （３）食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- （４）商品情報（成分など）の開示が可能であること。
- （５）当該年度中に寄附者より申し込みがあった場合には、委託事業者からの発送指示後、原則10日以内に返礼品を発送できること。（季節限定のものなどについてはこの限りでない。）
- （６）飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の品質または賞味期限が保証されていること。鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではないが、その場合は返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等の基づき運搬方法等に留意すること。
- （７）天候不良や不作等により、発送ができなくなるおそれのある返礼品については、申請時にその対応策を明示すること。
- （８）平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準や、この告示に関する総務省通知に適合するものであること。（下部に抜粋掲載）

(9) 公序良俗に反しないものであること。

(10) 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。

(11) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。(期間や数量を示して供給するもの場合はあらかじめ、その期間や数量を定めることができること。)

(12) 市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。また、無償により返礼品等のサンプルを提供、又は、サービスについて現場の確認ができること。

※登録返礼品数の申込上限は定めておりませんが、申込状況などにより調整させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※上記の要件に適合しても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、返礼品として登録できません。

4. 返礼品に対する寄附金額の設定

総務省の基準に基づき、返礼品の価格(市場価格)を市が決定する。

下記は参考であり、記載の返礼品価格帯以外での登録も可能とする。

<参考>

募集寄附金額	返礼品の価格帯	事業者への支払額
寄附額 10,000 円	2,100 円 (税込) 相当	返礼品代 2,100 円 (税込)
寄附額 13,000 円	3,000 円 (税込) 相当	返礼品代 3,000 円 (税込)
寄附額 15,000 円	3,600 円 (税込) 相当	返礼品代 3,600 円 (税込)
寄附額 25,000 円	7,500 円 (税込) 相当	返礼品代 7,500 円 (税込)
寄附額 50,000 円	15,000 円 (税込) 相当	返礼品代 15,000 円 (税込)
寄附額 100,000 円	30,000 円 (税込) 相当	返礼品代 30,000 円 (税込)
寄附額 500,000 円	150,000 円 (税込) 相当	返礼品代 150,000 円 (税込)

※10,000 円未満の品については、送料等をふまえた上で市が設定する。

※返礼品の価格には梱包代も含むものとする。

※頒布方式(複数回に分けて定期的に発送する方式)や年度をまたいでの発送となる場合、事業者と本市にて調整のうえ決定することとする。

※返礼品登録は、返礼品要件に適合していても認められない場合、登録されないものとする。

5. 申込方法

(1) 募集スケジュール

返礼提供事業者及び返礼品は随時受付を行い、当要項、地場産品基準等に合致していると認められた商品について登録を行うものとする。また、結果及びその後の連絡については、本市もしくは委託事業者より順次行うものとする。

(2) 提出書類/提出方法

<新規の返礼品登録申し込み>

ア) ふるさと田辺応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書(様式第1号)

イ) ふるさと田辺応援寄附金返礼品登録申請書(様式第2号)

ウ) 誓約書(様式第3号)

エ) 市税の完納証明書(市で発行する直近1年の市税の完納を証するもの)

オ) (営業許可を必要とする事業を営まれている事業者の場合)

食品衛生法に基づく営業許可書等の必要許認可書の写し

※申請後、返礼品等に関する質疑や返礼品の現物、資料等の追加提出を市より求める場合があります。

※年度毎に市税完納証明書のご提出をいただく予定としております。

※既に返礼品登録がある事業者様で、返礼品登録の追加をご希望の場合はお問合せください。

(3) 提出先

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市役所 企画部 たなべ営業室 価値創造係

TEL : 0739-33-7714 / FAX : 0739-22-5310

E-mail : tanabe.eigyoun@city.tanabe.lg.jp

(4) ポータルサイト掲載

事業者登録後、ポータルサイトへの登録作業が整い次第順次掲載する。

※ポータルサイト掲載について

申込については随時受付しますが、ポータルサイトへの掲載は、国の審査終了後（概ね3～4ヶ月後）になりますので、あらかじめご了承ください。

6. 業務内容

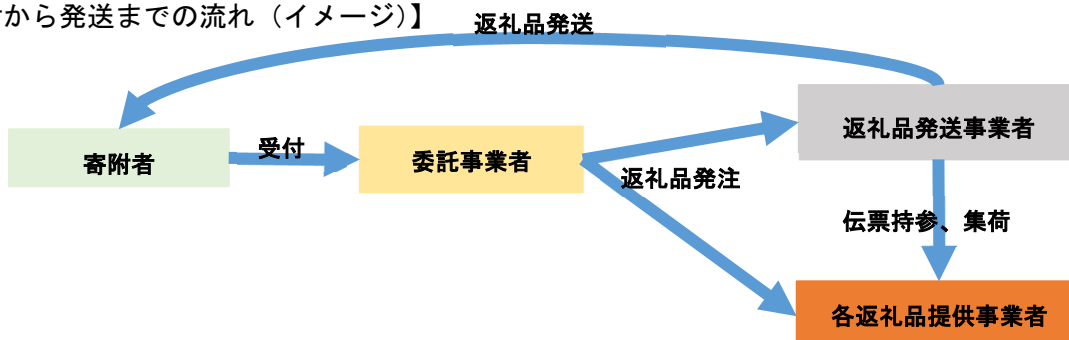
- (1) ふるさと田辺応援寄附金返礼品発送ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を遵守し、市または委託事業者からの発注情報に基づき、寄附者への返礼品等の発送事務を行うこと。
- (2) 返礼品等の発送にあたって、誠意を持って丁寧に対応するとともに、問題が発生した場合は、速やかに、市または委託事業者へ報告を行うこと。
- (3) 市または委託事業者からの求めに応じて、「ふるさと納税寄附募集サイト」などで返礼品等を紹介するための説明文や参考となる画像データなどを提供すること。なお、掲載画像については、委託事業者が撮影、加工したデータを使用させていただき予定ですが、掲載希望の写真がございましたらお申し付けください。

7. 返礼品発送までの手順

- (1) 市ホームページ及び契約ポータルサイトへ返礼品のタイトル、画像、提供事業者名等を掲載して周知を図る。
- (2) 市及び委託事業者において、寄附希望者から寄附申出を受ける。
- (3) 申出に基づき、委託事業者より寄附希望者に納付書等を送付する。
- (4) 入金確認後、委託事業者が提供事業者へ寄附者が選択した返礼品の発注を行う。
- (5) 返礼品発送事業者が、提供事業者を訪問し返礼品の詳細が記載された伝票を持参し後日集荷。
- (6) 毎月末に委託事業者が提供事業者に対して返礼品にかかる費用の支払い明細を提示する。
- (7) 委託事業者より1ヶ月以内に提供事業者へ支払いを行う。提供事業者において明細を確認し内容に誤りがあれば委託事業者に報告を行う。

※お問合せがあった場合、市及び委託事業者より、返礼品の受注発送、支払等の説明に個別訪問させていただきます。

【寄附から発送までの流れ（イメージ）】



8. 個人情報の保護

- (1) 提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて、ガイドライン記載の「田辺市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することは禁じる。また、事業者自らのPR等（ダイレクトメールの送付等）への使用についても同様のものとする。
ただし、返礼品の発送時に限り自社パンフレット、商品カタログ、チラシ等の同封は可能とし、それにより改めて寄附者から提供事業者への商品申込等があり、入手された個人情報は対象外とする。

9. 登録の解除等

次の場合は、返礼品等の登録を解除するとともにポータルサイト等への掲載を停止します。

- (1) 提供事業者又は返礼品等が、規程の募集要件を満たさなくなったとき。
- (2) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断されたとき。
- (3) 返礼品等の生産、製造もしくは販売が廃止、または中止されたとき。
- (4) 他社が生産する商品を取扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて当該他社の同意が得られなくなったとき。
- (5) 申込内容に虚偽があったとき。
- (6) 市または寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (7) 返礼品、品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、または同様のクレームが多発するとき。
- (8) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。
また、ガイドライン記載のとおり、必要があるときは、提供事業者と協議のうえ、提供事業者を発送事業における返礼品の登録事業者から抹消することができる。

10. その他留意事項

- (1) 本市はふるさと納税制度本来の趣旨に沿い取り組んでいるため、寄附者への感謝を伝える品である返礼品は、他の地域の品ではなく、当地の産品のみを扱うものとし、共通返礼品は取扱わないものとする。また、他の地域での田辺市産品の取扱いについても、田辺独自の地域性等が軽薄化する恐れもあるため、同様に扱わないものとする。
- (2) 万一、事故などがあった場合は、必ず速やかに市に報告して下さい。
- (3) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者からの苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。なお、品質等による補償やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (4) 返礼品提供事業者の責めに帰すべき理由により生じた損害（第三者に生じた損害も含む）については、当該提供事業者がその費用を全て負担してください。
- (5) 登録が認められた返礼品は、市が契約する各ポータルサイトへ掲載する作業を進めます。
また、契約ポータルサイトへの掲載を行うにあたり、後日商品の産地や原材料、アレルギー情報等の詳細情報について改めて伺う場合もございますので、ご協力をお願いします。
- (6) 各事業所への個別訪問に際し、返礼品提供事業者に関する情報（社名、住所、担当者、連絡先等）を、委託事業者に提供させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 返礼品提供事業者は、各々のホームページでのポータルサイトのリンク掲載、SNSでの告知など、本市のふるさと納税のPRにご協力をお願いします。
- (8) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市との協議によるものとする。

<参 考>

【地場産品基準（総務省告示第179号第5条 抜粋）】

以下のいずれかの要件を満たしていること。

- 1…当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
 - 2…当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - 3…当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
 - 3（熟成肉）…地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものの。
 - 3（精米）…地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものの。
 - 4…返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - 5…地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
 - 6…前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
 - 7…当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 7の2…当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
 - 8イ…市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。
 - 8ロ…都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。
 - 8ハ…都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。
 - 9…震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- ~~~~~
~~~~~
- 99…前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。  
（告示第5条柱書き）（例：○○pay 商品券、△△Pay）